

宇部市イメージキャラクター『チョコクン』デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市が保有するイメージキャラクター『チョコクン』のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関する手続その他必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 デザインを使用しようとするものは、『チョコクン』デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、デザインを販売等の営利目的以外で使用する場合は、この限りではない。

- (1) 市又は市の機関が使用するとき。
- (2) 市が使用を依頼するとき。
- (3) 市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用するとき。
- (4) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標、意匠等との誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (4) 宇部市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (5) 『チョコクン』のイメージを損なうと認められるとき。
- (6) その他、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、デザインの使用を承認したときは、『チョコクン』デザイン使用（変更）承認書（様式第2号）を当該使用を申請したものに交付するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を限度とする。ただし、書籍又は映像作品等での使用についてはこの限りではない。

2 前項の期間は、更新することができる。

- 3 第2条の規定は、前項の更新について準用する。
- 4 前項の規定により更新の許可申請を受理した場合は、第3条の規定を準用する。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表に掲げる既定のデザインを使用すること。(デザインを変更しない縮小又は拡大による使用及び単色による使用は可) ただし、市長が特に認めた場合に限り、デザインを変更して使用することができる。
- (2) 承認を受けた内容により使用し、その指示する条件に従うこと。
- (3) 使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、物品等には、「©宇部市」との表記を付すること。
- (5) 承認に係る物品等の完成品は、速やかに市長に提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 販売等の営利目的で使用する場合は、年1回、『チョコレート』デザイン使用商品売上状況報告書(様式第5号)を市長に提出すること。

(承認内容の変更)

- 第7条 第3条第1項の規定による承認を受けたもの(以下「使用者」という。)が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ『チョコレート』デザイン使用承認変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、『チョコレート』デザイン使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
 - 3 第2条から前条までの規定は、第1項の場合に準用する。

(承認の取消し)

- 第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。
- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
 - (2) 第6条の規定に違反したとき。
 - (3) 不正な手段又は虚偽の申請により使用の承認を受けたとき。
 - (4) 承認の際に付した条件に従わないとき。
 - (5) 市の担当職員の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、『チョコレート』デザイン使用承認取消通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。
 - 3 承認を取り消されたものは、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

- 第9条 前条の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

2 使用者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 6月20日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 2月14日から施行する。

この要綱は、令和 3年 3月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 9月 1日から施行する。